

松本市開発行為指導基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、松本市開発行為許可基準等に関する要綱(平成12年告示第138号)第19条の規定に基づき、開発行為の指導にあたり、必要な基準を定めることを目的とする。

第2章 開発区域の構成計画

(街区計画)

第2条 街区は、居住者の動線、通風、採光等を予定建築物に応じて考慮し、計画するものとする。

- 2 戸建住宅の標準的な街区にあつては、長辺をおおむね80メートルから120メートル、短辺をおおむね30メートルから50メートルとするものとする。
- 3 街区構成として道路のU字形配置方式又は袋路状方式を取り入れる場合においては、居住者の通行及び避難上支障とならないよう必要に応じて、歩行者専用道路等を有効に配置するものとする。

(宅地規模)

第3条 戸建住宅の一宅地規模は、原則として200平方メートル以上とするものとする。ただし、市街化区域内にあつては、150平方メートル以上とすることができるものとする。

- 2 地区計画、建築協定等により良好な居住環境の確保が図れる見込みがある開発計画については、前2項の規定によらないことができるものとする。

第3章 造成

(造成の設計)

第4条 造成の設計は、開発区域及び当該開発行為に関する工事をする区域の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ行うものとする。

- 2 造成計画に当たっては、できる限り開発区域内及びその周辺で土量のバランスがとれるように計画するものとする。

(切土)

第5条 切土のり面の勾配等は、別表1を基準とするものとする。

- 2 切土のり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが5メートルを超える切土については、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。

3 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置を講ずるものとする。

(盛土)

第6条 盛土の高さは、原則として15メートル未満とするものとする。ただし、安定計算により安全上支障がないと認められる場合においては、盛土の高さを15メートル以上とすることができるものとする。

2 盛土のり面の勾配は、原則として30度以下とし、別表2を基準とするものとする。なお、盛土の高さが5メートルを超える場合は、盛土のり面の安定性の検討を行った上決定するものとする。

3 高さが5メートルを超える盛土については、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。

4 盛土の材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないものとする。

5 盛土に際し、旧地盤の切株、雑草及び腐食土等は除去するものとする。

6 盛土に際し、地盤面に湧水及び地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水するものとする。

7 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第28条第5号の規定による段切り等の処置は、旧地盤の傾斜が15パーセント以上、かつ、盛土の高さが2メートルを超える場合に行うものとし、段切に当たっては、高さ0.3メートルから2メートル、幅1メートル以上の段をとるものとする。また、段には3パーセントから5パーセントの排水勾配をつけるものとする。

(擁壁)

第7条 都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号。以下「省令」という。)第23条の規定による擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条まで及び第15条の規定により設置するものとする。

第4章 道路

(道路計画)

第8条 開発区域内の道路(以下この章において「道路」という。)は、発生交通量、住居者の動線等を考慮し、開発区域の規模に応じて適切に配置するものとする。

(道路の幅員)

第9条 道路の幅員は、次の表に掲げる数値以上とするものとする。ただし、別荘開発その他これらに類する保健休養施設の開発については、この限りでない。

種 別	開発区域の規模			
	0.1ha 未満	0.1ha 以上 0.3ha 未満	0.3ha 以上 20ha 未満	20ha 以上
住宅地開発	小幅員区画道路			
	4m (有効幅員)			

	主要な区画道路		6m
	補助幹線道路		9m
	幹線道路		12m
上記以外の開発	区画道路	6m（敷地が 1,000 m ² 以上の場合は 9m）	
	補助幹線道路		9m
	幹線道路		12m

- 2 道路幅員の算定は、道路標準断面図(別図 1)によるものとする。
- 3 路上施設等を設ける場合は、路肩の幅員を増すものとする。

(小区間で通行上支障がない道路)

第 10 条 政令 25 条第 2 号括弧書に規定する小区間で通行上支障がない道路とは、次に掲げるものとする。

- (1) 1 ヘクタール以上の住宅地開発であって、開発区域内又は開発区域周辺の幅員 6 メートル以上の道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路)に接続する区画道路(主要な道路同士を結ぶ道路)で、道路延長が次の表に掲げる数値以下のもの

道路形状	道路延長(単位:メートル) ※
グリット道路、L 字状道路	120
U 字状道路	250
袋路状道路	35

※道路延長とは、道路中心線の長さの合計とする。

- (2) 1 ヘクタール未満の住宅地開発にあつては、開発区域の周辺に幅員 4 メートル以上の道路(道路法に規定する道路)が既があり、この道路又は開発区域内の幅員 6 メートル以上の道路に接続している道路で、道路延長が前号に掲げる数値以下のもの

(政令 25 条第 2 号ただし書きに規定する道路)

第 10 条の 2 政令 25 条第 2 号ただし書きに規定する道路とは、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第 20 条の 2 各号に掲げる要件に該当する道路であること。
- (2) 予定建築物の用途又は規模は開発の目的に応じ、次の表のとおりであること。

開発の目的	予定建築物の用途又は規模
自己の業務用	商業施設又は流通業務施設でないこと
戸建住宅	15 区画以下であること
共同住宅(長屋を含む)	総戸数が 30 以下であること

- (2) 開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的、かつ、開発面積が 3,000 平方メートル未満の開発行為であり、開発区域内に新たに道路が整備されないものであること。
- (3) 既存道路沿いに家屋が連たんしており、道路拡幅が困難であること。
- (4) 当該道路は商店連たん地区や駅周辺の歩行者が多い道路ではないこと。
- (5) 開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らし、これによることが著しく困難であること。

(歩道の幅員)

第11条 歩車道を分離する場合の歩道の有効幅員は、松本市市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第50号)第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。ただし、街路樹、防護柵等の路上施設を設ける場合においては、必要に応じて幅員を増すものとする。

(接続道路)

第12条 政令第25条第4号括弧書に規定する車両の通行に支障がない道路とは、幅員4m以上の道路(道路法に規定する道路)とするものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合は、道路法に規定する有効幅員3m以上の道路とすることができるものとする。

なお開発区域の周辺の道路のうち、開発区域に接する部分の道路幅員については、政令第25条第4号ではなく政令25条第2号を適用する。

- (1) 開発区域から2方向に道路によって避難することが可能であること。また避難に使用する道路が最終的に幅員4m以上の道路に通り抜けること。
- (2) 開発区域の面積が3,000平方メートル未満であること。
- (3) 予定建築物の用途又は規模は開発の目的に応じ、次の表のとおりであること。

開発の目的	予定建築物の用途又は規模
自己の業務用	商業施設又は流通業務施設でないこと
戸建住宅	15区画以下であること
共同住宅(長屋を含む)	総戸数が30以下であること

(車道の舗装)

第13条 省令第24条第1号に規定する構造は、路床のCBR、凍結深度及び交通車両を勘案し、公益社団法人日本道路協会が示している「舗装設計施工指針」に基づき決定するものとする。

(歩道の舗装)

第14条 歩道の舗装は、舗装の種類に応じ、次の表を基準とするものとする。ただし、車の出入り口については、前条の指針を準用するものとする。

舗装の種類	舗装の基準
アスファルト舗装	表層工 細粒度アスコン3センチメートル 路盤工 クラッシャーラン10センチメートル
コンクリート舗装	表層工 コンクリート10センチメートル 路盤工 クラッシャーラン10センチメートル
コンクリートブロック舗装 又は インターロッキング舗装	ブロック等の厚さ6センチメートル 砂又は空練りモルタル3センチメートル (路盤工 クラッシャーラン10センチメートル)

(曲線半径)

第 15 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分の中心線の曲線半径は、当該道路の幅員に応じ、次の表に掲げる数値以上とするものとする。

(単位：メートル)

道路幅員	12	9	6	5	4
曲線半径	150	100	60	30	15

(横断勾配)

第 16 条 省令第 24 条第 1 号に規定する横断勾配は、車道は 2 パーセント、歩道は 1 パーセントを標準とするものとする。ただし曲線部及び既存道路との接続部の片勾配にあつては、現地の状況により適当な勾配とするものとする。

(縦断勾配)

第 16 条の 2 省令第 24 条第 3 号に規定する縦断勾配において、交差点取付け部の縦断勾配については、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路構造令の解説と運用（令和 3 年 3 月）の表 4-4 交差点部取付け部の緩勾配区間長の最小値以上を 2.5%以下の緩勾配とするものとする。

2 歩道を設置する道路の縦断勾配は、松本市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 53 号)第 6 条の規定に適合するものとする。

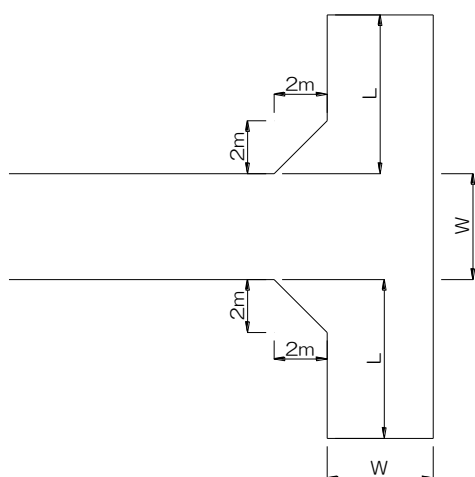
(排水施設の断面)

第 17 条 省令第 24 条第 2 号に規定する道路に設ける排水施設の断面は、公益社団法人日本道路協会が定める「道路土工要綱」に基づき流出量を算出し、決定するものとする。ただし、最低断面は U 字溝の内空幅 30 センチ以上とするものとする。

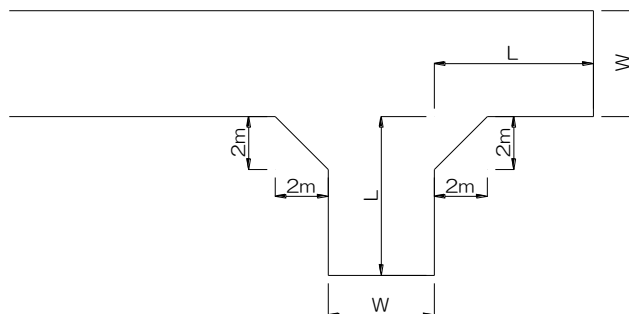
(袋路状道路)

第 18 条 省令第 24 条第 5 号ただし書の規定による袋路状道路は、次の各号によるものとする。

- (1) 有効幅員 6 メートル以上、かつ、転回広場の中心までの延長が 100 メートル以下とすること
- (2) 有効幅員 4 メートル以上 6 メートル未満で、かつ、転回広場の中心までの延長が 35 メートル以下とすること
- (3) 終点には次の図のいずれかに該当する転回広場を設けること



W=4m以上又は6m以上
 $5m \leq L \leq 6m$



- (4) 転回広場の隅切り部分の寸法は、原則として辺長 2 メートルの辺を 2 辺とする直角二等辺三角形とし、開発道路及び転回広場部分と 45 度で交わるものとする。

(道路の隅切り)

第 19 条 道路が同一平面で交差する場合の交差角は原則として 45 度以上とし、省令第 24 条第 6 号に規定する隅切りは次の表を基準とするものとする。

隅切りの方法		隅切りを直線とする 場合の底辺 (m)					隅切りを円弧とする 場合の半径 (m)				
道路幅員	道路幅員 交差角	4	6	9	12	15	4	6	9	12	15
4m	60° 以下	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
	90° 前後	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	120° 以上	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6m	60° 以下	/	6	6	6	6	/	5	5	5	5
	90° 前後	/	5	5	5	5	/	5	5	5	5
	120° 以上	/	4	4	4	4	/	4	4	4	4
9m	60° 以下	/	/	6	6	6	/	/	6	6	6
	90° 前後	/	/	5	5	5	/	/	5	5	5
	120° 以上	/	/	4	4	4	/	/	4	4	4
12m	60° 以下	/	/	/	8	8	/	/	/	6	6
	90° 前後	/	/	/	6	6	/	/	/	6	6
	120° 以上	/	/	/	4	4	/	/	/	4	4
15m	60° 以下	/	/	/	/	10	/	/	/	/	8
	90° 前後	/	/	/	/	8	/	/	/	/	8
	120° 以上	/	/	/	/	6	/	/	/	/	6

隅切りの形状は、原則として二等辺三角形とするが、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(防護柵)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する道路の区間には、防護柵(ガードレール・転落防止柵・横断防止柵)を設置するものとする。

- (1) 道路との高低差が原則 1 メートル以上あり、車両の路外への逸脱により乗員の安全が確保できない区間又はこれに起因し重大な事故が発生するおそれのある区間
- (2) 湖、河川、沼池、水路又は鉄道等に近接し、安全確保が必要となる区間
- (3) 下り勾配が 4 パーセントを超え、中心線の曲線半径が 300 メートル以下で必要と認められる区間
- (4) 車両の路外などへの逸脱による第三者への人的被害を防止するため必要と認められる区間
- (5) 歩行者及び自転車の転落若しくはみだりな横断を防止するため必要と認められる区間

2 防護柵の構造等については、公益社団法人日本道路協会が定める「防護柵の設置基準・同解説」及び「車道用防護柵標準仕様・同解説」によるものとする。

(区画線及び路面表示)

第 20 条の 2 区画線等は、次の各号により整備するものとする。

- (1) 道路幅員 6 メートル未満の通り抜け道路には、停止指導線及び交差点表示を設けること
- (2) 道路幅員 6 メートル以上の通り抜け道路には、停止指導線、外側線、交差点表示を設けること
- (3) 袋路状道路には、停止指導線及び路面表示(別図 2)を設けること。ただし、道路延長が短い場合はこの限りではない。

(道路標識及び反射鏡)

第 21 条 道路には、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、道路標識、反射鏡等を整備するよう努めるものとする。ただし、一時停止等交通規制が必要と判断される場合については、長野県警察松本警察署を經由して長野県公安委員会との調整を図るものとする。

- 2 道路標識の構造等については、公益社団法人日本道路協会が定める「道路標識設置基準・同解説」及び松本市市道の道路標識の寸法を定める条例(平成 24 年条例第 52 号)によるものとする。
- 3 道路反射鏡については、公益社団法人日本道路協会が定める「道路反射鏡設置指針」によるものとする。なお道路反射鏡の大きさは、φ800 ミリを標準とする。

第 5 章 公園等

(公園等の計画)

第 22 条 公園、緑地又は広場(以下この章において「公園等」という。)は、法第 33 条、政令第 25 条、省令第 21 条の規定に基づき、地域住民が利用できる余暇空間として整備するものとする。

(配置)

第 23 条 公園等の位置は、原則として開発区域の中央部で、区域内住民が有効に利用できる場所を選定するものとする。

(形状)

第 24 条 公園等は、植栽、遊戯施設等の施設が有効に利用できる形状とし、原則として、公道に 2 面以上又は敷地の長辺を接続させるものとする。

(面積)

第 25 条 政令第 25 条第 6 号に規定する公園等の 1 箇所面積は、次の表によるものとする。

開発区域の面積	1箇所面積
0.3ha 以上 0.6ha 未満	90 m ² 以上

0.6ha 以上 1.0ha 未満	180 m ² 以上
1.0ha 以上 5.0ha 未満	300 m ² 以上

(整備基準)

第 26 条 公園等は、次の各号により整備するものとする。

(1) 敷地造成

- ア 雨水等を有効に排出するための施設を設けること
- イ 隣接する敷地に雨水、土砂等が流出しないような構造とすること
- ウ 敷地内は、次の砂舗装とすること
 - (ア) 表面処理は、化粧砂((細目)0.3m³/100 m²)及び塩カル(120kg/100 m²)処理とすること
 - (イ) 舗装厚さは10センチメートル以上とし、砂(5.04m³/100 m²)及び良質土(7.62 m³/100 m²)を混合して転圧すること
 - (ウ) 路床の支持力が弱い場合は、クラシャーラン(25mm 以下)で10センチメートル以上の路盤を施工すること

(2) 安全施設

- ア 利用者の安全の確保を図るため次の場所に防護柵等を設置するものとする
 - (ア) 隣地との境界
 - (イ) 高低差があり危険な場所
 - (ウ) 構造物(擁壁、水路等)が接する危険な場所
 - (エ) 交通量の著しい道路等に接する場所
 - (オ) その他危険が予想される場所
- イ 防護柵は、原則としてネットフェンス(高さは、1.2メートルを標準とする)とし、色及びデザインは周辺との修景に配慮したものとする
- ウ 生け垣等の緑化が望ましいところについてはその都度協議するものとする

(3) 給排水施設

- ア 面積が400平方メートル以上の公園等には、上水道の給水管を止水栓まで設置し、施設名義を市に寄付するものとする
- イ 面積が1,400平方メートル以上の公園等には、下水道の取付柵を設置するものとする

(4) 出入口

- ア 出入口の幅は、4メートル以上確保し、その中央部に車両が進入できないように着脱可能な高さ1メートル程度の車止めを設置するものとする
- イ 面積が1,000平方メートル以上の公園等には、アに掲げる出入口を2箇所以上設置するものとする

(占用物件)

第 27 条 公園等には、都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条及び7条、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条、15条及び第16条の規定により、電線、電柱、支線、ガス管、上下水道、下水道管、防火水槽等が占用できるものとする。

- 2 占有しようとするときは、占有許可申請を公園緑地課に提出するものとする。
- 3 設置条件は、都市公園法施行令第 16 条を満たすものとする。
- 4 ごみ集積施設は設置できないものとする。

(維持管理)

第 28 条 事業者は、公園等のごみの収集、除草等の清掃管理は開発区域の住民が行うよう周知するものとし、必要に応じ協定を結ぶものとする。

第 6 章 給配水施設

(上水道施設からの給水)

第 29 条 給水は、原則として上水道施設から行うものとする。

- 2 給配水施設は、市が定める上水道工事に関する諸規程に基づき施工するものとする。

(上水道施設以外からの給水)

第 30 条 給水を、上水道施設以外から行う場合は、関係法令に基づく許認可を受けてから施工しなければならない。

(維持管理)

第 31 条 事業者は、給配水施設の維持管理について、上水道施設の管理者と協議しなければならない。

第 7 章 消防水利

(消防水利)

第 32 条 消防水利は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 20 条に規定する消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)に定めるもののほか、開発区域周辺の地理及び水利の配置並びに開発の規模、地形及び建築物の用途等を考慮し、次の各号に基づき設置するものとする。

- (1) 消防水利の種別は、原則として、消防水利の基準に規定する消火栓及び防火水槽とする

ただし、第 3 号の給水能力を有し、常時使用可能なプール、河川、井戸、及び池等がある場合は、この限りでない

- (2) 消防水利は、開発面積等による消防水利設置基準(別表 3)により配置するものとし、開発区域内すべてを充足するものとする

ただし、急傾斜地等の開発及びその他特殊な状況における開発については、別途協議するものとする

- (3) 消防水利は、常時貯水量が 40 立法メートル以上または取水可能水量が毎分 1 立法メートル以上で、かつ連続 40 分以上の給水能力を有するものとする

- (4) 消火栓は、口径 65 ミリメートルとし、水道管口径 150 ミリメートル以上の配水管

に取り付けられていなければならない

ただし、管網の一辺が 180 メートル以下に配管されている場合は、75 ミリメートル以上とすることができるものとする

(5) 消防水利の位置は、次に掲げる要件に該当するものとする

ア 消防自動車容易に部署でき、吸水管投入等の消防活動が円滑に行える位置であること

イ 原則として、幅員 4 メートル以上、勾配 10 パーセント以下の道路に接した交差点又は分岐点付近とする

ウ 防火水槽給水口の中心から道路側端までは 5 メートル以下とする

エ 消火栓は、原則として道路上とするが、付近に歩道等が設けられている場合は、歩道上に設置するものとする

オ 維持管理について安全な位置であること

(6) 消火栓は、原則として地下式とし、市が定める規格に適合するものとする

(7) 防火水槽は、次に掲げる要件に該当するものとする

ア 防火水槽の構造は、耐震性・水密性を有する鉄筋コンクリート造貯水槽又は財団法人日本消防設備安全センター認定の二次製品とするものとする

イ 吸水口は、原則として円形で、2 箇所設置し、直径は内寸 60 センチメートルとする

ウ 吸水口の直下に直径 60 センチメートル以上、深さ 60 センチメートル以上の集水ピットを設置する

エ 吸水口の蓋は、別に定める重耐用鉄製松本市型とする

オ その他本号に定めのない事項については、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額(昭和 29 年総理府告示第 487 号)及び「消防防災施設整備費補助金交付要綱」(平成 14 年消防消第 69 号)の規定によるものとする

(8) その他の消防水利は、前号の規定を準用するものとする

(防火水槽の敷地)

第 33 条 防火水槽の敷地は、原則として道路に接し、隣地との境界を明確にするものとする。ただし、地形等の特殊な状況により道路に接することが困難な場合は、別途協議するものとする。

2 防火水槽の敷地にフェンス等を設置する場合は、消防自動車が部署する道路以外の部分に設置するものとする。ただし、フェンス等に吸水管の投入口(20 センチメートル角以上のものに限る。)及び出入扉を確保する場合は、この限りでない。

3 防火水槽の外壁は、隣地境界から 1 メートル以上離すものとする。

4 防火水槽の敷地内は、舗装又は砕石敷等の措置を施すものとする。

(消防水利標識)

第 34 条 消防水利標識は、別に定める松本市消防水利標識標準仕様によるものとし、1 水利に対して 1 基設置するものとする。

2 消防水利標識の設置場所は、原則として消防水利の直近とする。ただし、周辺の状況等

により困難な場合は、別途協議により 5 メートル以内に設置することができるものとする。

(施設の管理等)

第 35 条 開発行為等により設置された消防水利に係る敷地及び施設等の管理は、設置者の責任において管理するものとする。

2 消防水利に係る敷地及び施設等を市に帰属する場合は、別途協議するものとし、その手続きが完了するまでは設置者の責任において管理するものとする。

第 8 章 生活排水施設

(下水道施設)

第 36 条 下水道施設は、汚水を公共下水道に支障なく排水するもので、排除方式は分流式によるものとする。

(設置対象範囲)

第 37 条 下水道施設の設置対象範囲は、公共下水道の認可区域内又は松本市上下水道事業管理者(以下この章において「管理者」という。)が認めた区域内とするものとする。

(下水道施設の計画)

第 38 条 下水道施設の計画は、次の各号によるものとする。

- (1) 市の公共下水道計画に適合させること
- (2) 設計細目については、社団法人日本下水道協会が定める「下水道施設計画・設計指針と解説」によるほか、管理者と協議するものとする

(伏せ越し)

第 39 条 管渠の伏せ越し(サイフォン)は、してはならないものとする。

(汚水枡の位置及び配置)

第 40 条 汚水枡は、各戸(各区画)に設け、設置場所は官民界から民地より 1 メートル以内に設置するものとし、その位置及び深さを竣工図に表示するものとする。

(排水設備等)

第 41 条 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)の規定による排水設備の設置方法及び構造等は管理者と協議しなければならないものとする。

(受益者負担金等)

第 42 条 公共下水道事業の完了後、受益者負担金等を市に納付しなければならない。

第 9 章 雨水排水施設

(排水計画)

第 43 条 排水施設の計画に当たっては、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途及び周辺の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるようにするものとする。

- 2 開発区域内の雨水は、区域内で浸透処理しなければならないものとする。ただし水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合は、既設水路へ接続できるものとする。
- 3 既設水路及び付近の状況により、やむを得ない場合は調整池を設けるものとし、調整池の構造及び規模は、長野県土木部河川課が定める「大規模開発に伴う防災調節(整)池技術基準」によるものとする。

(設計)

第 44 条 排水施設の設計に当たっては、次の方式により算定するものとする。

- (1) 排水管渠の流量は、 Manning 式により算定するものとする

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/s)

A : 断面積 (m²)

V : 流速 (m/s)

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 勾配 (‰)

- (2) 計画雨水量は、合理式により算定するものとする

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨量 (m³/s)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

- (3) 降雨強度は、次式により算定するか又は別表 4 によるものとする

$$I = a / (t^n + b)$$

I : 降雨強度 (mm/h)

t : 降雨継続時間

a、b、n : 定数 (別表 5)

- (4) 設計流速は、毎秒 0.8 メートルから毎秒 3 メートルとするものとする

- (5) 降雨継続時間、流出係数、粗度係数は、社団法人日本道路協会が定める「道路土工・排水工指針」によるものとする

- (6) 雨水浸透施設は、浸透井、浸透トレンチ、浸透池、浸透舗装、浸透性側溝等の方法により区域内で適切に処理できる構造で設計するものとする

第 10 章 公益施設

(設置基準)

第 45 条 政令第 27 条の規定による公益的施設は、別表 6 を標準として配置するものとする。

(ごみ集積所等)

第 46 条 ごみ処理施設又はごみ集積施設は、次により処理又は設置するものとする。

(1) 計画戸数(既に造成され又は造成中のものに隣接して造成する場合は、それらの戸数を加えるものとする。次号において同じ。)が 30 戸未満の場合

ア 可燃ごみ、廃プラスチック、破碎、埋立て又は有害資源物については、町会ごとに毎年定める期日、場所、方法により搬出するものとする

イ ごみ集積所の設置については、市及び地元町会と協議し、既存の集積所使用の同意を得るか又は同意が得られない場合は、新たに集積所を設置しなければならないものとする

(2) 計画戸数が 30 戸以上の場合

ア ごみ集積所は、おおむね 30 戸を 1 単位として、1 基ずつ設置するものとする

イ 集積所の床面積は、3.3 平方メートル以上とし、構造は市の標準仕様によるものとする

ウ 集積所の場所は、原則として、幅員 6 メートル以上、かつ、勾配のない道路に面し、収集が容易にできる位置とするものとする

2 事業者は、計画、募集及び契約等に際して、関係者に前項の旨を明示し、熟知させるものとする。

附 則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 5 条関係)

地山の土質及び地質		切土高	勾配
硬岩			1:0.3~1:0.8
軟岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~
砂質土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利 又は 岩塊混じり砂質土	密実なもの 又は 粒度分布のよいもの	10m以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの又は 粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘性土		10m以下	1:0.8~1:1.2
岩塊又は玉石まじりの粘性土		5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5

(備考) 法面の勾配がこの表の勾配の数値によりがたいときは、コンクリート造その他の構造物でのり面を覆わなければならない。

別表 2(第 6 条関係)

盛土材料	盛土高	勾配	摘要
粒度の良い砂 礫及び細粒分混じり礫	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がなく、締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土 硬い粘質土	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	硬い粘土(硬い粘質土・粘土・関東ローム等)	5~10m	
火山灰質粘性土		5m以下	1:1.8~1:2.0

(注) 盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう

別表 3(第 32 条関係)

開発面積等による消防水利設置基準

開発面積	水利施設	緩和措置
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	20m ³ 以上の防火水槽 1基以上又は消火栓	1 開発区域周辺に防火水槽又は消火栓が設置されている場合は、下表「一の消防水利に至る距離」まで有効とする。ただし、開発区域をすべて充足すること。 2 メッシュ内又は下表「一の消防水利に至る距離」内に20m ³ 以上の防火水槽が設置されている場合は、当該水槽を消火栓に代えることができる。
3,000 m ² 以上	40m ³ 以上の防火水槽 1基以上及び消火栓	1 開発区域周辺に防火水槽又は消火栓が設置されている場合は、下表「一の消防水利に至る距離」まで有効とする。ただし、開発区域をすべて充足すること。 2 メッシュ内又は下表「一の消防水利に至る距離」内に40m ³ 以上の防火水槽が設置されている場合は、当該水槽を消火栓に代えることができる。 3 開発区域内に20m ³ 以上の防火水槽が設置されている場合は、当該水槽を20m ³ 以上に緩和することができる。

※ メッシュとは、市内を250m×250m区画網で区分する方式

用途区分	一の消防水利に至る距離
近隣商業地域、商業地域、工業地域	100m以内
上記以外の地域	120m以内

別表 4(第 44 条関係)

設計降雨強度

確率年	5年		10年	
	10分	30分	10分	30分
降雨強度(mm/h)	64.3	40.9	77.6	49.5
松本				
上高地	82.9	48.4	95.0	54.4

別表 5(第 44 条関係)

降雨強度式

確率年	5年	10年	30年	50年	100年
松本	916.5	1,380.2	2,277.9	2,725.3	3,321.3
	$t^{0.78} + 8.22$	$t^{0.83} + 11.03$	$t^{0.89} + 15.76$	$t^{0.91} + 17.61$	$t^{0.93} + 19.65$
上高地	358.3	411.7	305.7	352.5	386.3
	$t^{0.56} + 0.69$	$t^{0.57} + 0.62$	$t^{0.46} + 0.36$	$t^{0.47} + 0.52$	$t^{0.47} + 0.48$

安曇・奈川地区は上高地の値を、その他の地区は松本の値を用いるものとする。

降雨強度は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとするが、開発区域の面積が1ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合は30年確率以上を、10ヘクタール以上の場合は50年確率以上を用いるものとする。ただし、政令第1条第2項に規定する第二種特定工作物については、50年確率以上を用いるものとする。

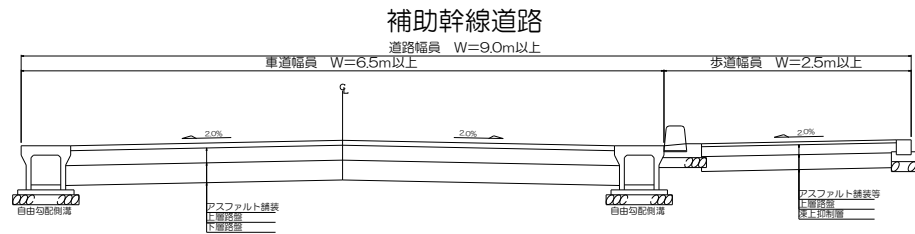
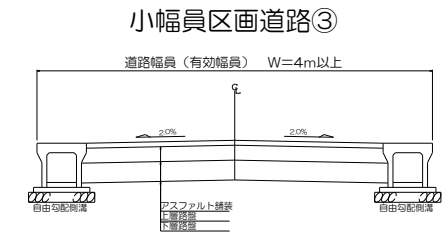
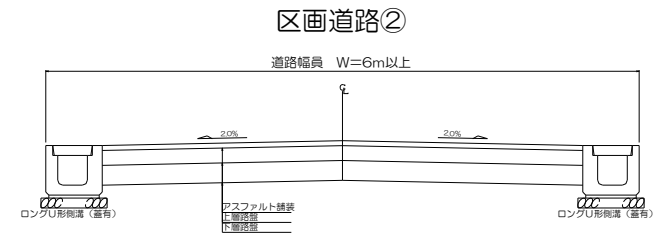
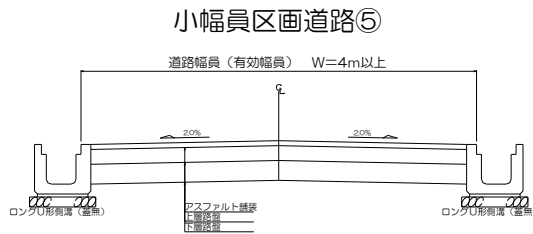
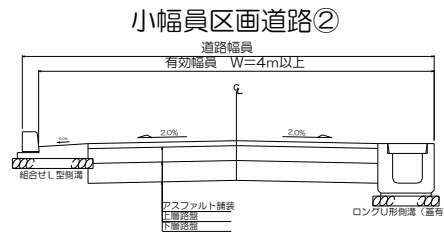
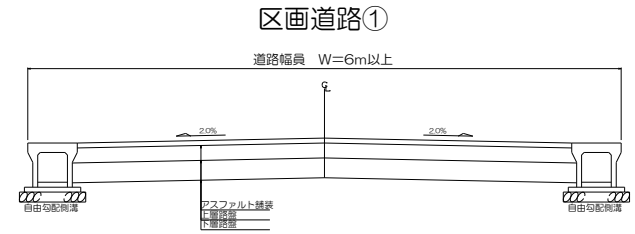
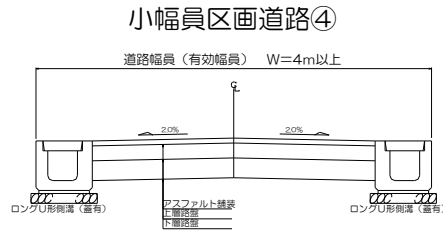
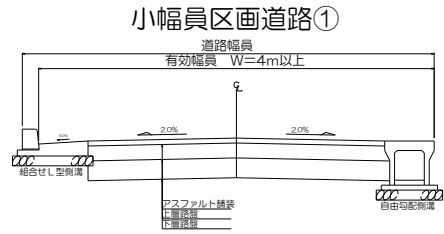
別表 6(第 45 条関係)

公益的施設

開 発 規 模		20ha～40ha	40ha～80ha	80ha～120ha	120ha 以上
教 育 施 設	幼 稚 園 (保 育 園)	1 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所以上、4,000 人につき 1 箇所
	小 学 校		1 箇所	2 箇所	2 箇所以上、8,000 人につき 1 箇所
	中 学 校			1 箇所	1 箇所以上、 16,000 人につき 1 箇所
医 療 施 設		診察所(巡回) 1 箇所	診療所 2 箇所	診療所 2 箇所	3 箇所以上、4,000 人につき 1 箇所
交 通 施 設		バスストップ			
購 買 施 設		必要に応じて設置する			
福 祉 施 設		必要に応じて設置する			
保 安 施 設	警 察 派 出 所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所以上
	消 防 派 出 所		1 箇所	2 箇所	2 箇所以上
集 会 施 設		集会所 1 箇所	集会所 2 箇所	集会所 3 箇所	3 箇所以上、4,000 人につき 1 箇所
通 信 施 設		ポスト・公衆電話			

別図1(第9条関係)

道路標準断面図



別図 2(第 20 条の 2 関係)

